

急増する精神障害（パワハラ）労災申請

■パワハラ労災申請の増加

- ▶ 最近のパワハラトラブルから労災申請に発展する事例が急増している。以前より、個人が自力で労災申請する事例が増えている。無料であること、労基署の手助けもあることから可能になっているのではないかとと思われる。
- ▶ 特に、平成23年12月26日の労災認定基準の変更は精神疾患の労災認定の増加を招いている。最近の公式の統計からも、今後確実に増加していくことが予想される。
- ▶ 労災認定を受けたら、安全配慮義務違反の訴訟に進む可能性もある。弁護士を代理人として労災申請する事案もある。
- ▶ 令和2年から令和5年にかけて申請件数が1.7倍に急増していることが分かる。認定率も3割を超えるようになっている。
- ▶ 従来の精神障害以外の労災の場合、症状固定の診断は比較的容易で、外科的所見が出ることで症状固定（休業終了）となった。

■果てしなく続く労災休業のリスク

■労災認定（基準）の実情・問題点

（中略）以下は、会員用ホームページに掲載。